



保医発第1026001号
平成17年10月26日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

今般、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準を定める件」（平成17年厚生労働省告示第440号）、「厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療を定める件」（平成17年厚生労働省告示第446号）等が公布され、それぞれ平成17年10月1日から施行されたことに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 別紙1Ⅱ第3の2(15)の表中第05の項を次のように改める。

コード	略号	内 容
05	高度	特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合（この場合にあつては、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。）

- 2 別紙1Ⅱ第3の2(15)の表中第12の項の次に次のように加える。

コード	略号	内 容
13	先進	地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合（この場合にあつては、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」

		欄の最上部に記載すること。)
1 4	制超	「厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療」(平成17年厚生労働省告示第446号)(以下、「制限回数を超えて行う診療」という。)に係る診療報酬の請求である場合(この場合にあつては、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を「摘要」欄へ記載すること。)

3 別紙1Ⅱ第3の2(29)のエを次のように改める。

エ 出血・凝固検査、血液化学検査、内分泌学的検査、腫瘍マーカーに掲げる検査(「制限回数を超えて行う診療」に係るものを除く。)、肝炎ウイルス関連検査又は自己抗体検査(これらの所定点数を準用する場合を含む。)をそれぞれ多項目の包括の規定を適用して算定した場合であっても、回数と点数を「点数」欄に記載し、「摘要」欄にそれらの検査名又は略称を他の検査と区別して記載すること。(以下略)

4 別紙1Ⅱ第3の2(29)に次のように加える。

テ 「制限回数を超えて行う診療」に係る検査を実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「検選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他の検査と区別して記載すること。

〔記載例〕

末梢血液一般検査 27×1

末梢血液像 22×1

(検選)

A F P 400円×1

5 別紙1Ⅱ第3の2(31)に次のように加える。

ス 「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーション又は精神科専門療法を実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「リハ選」又は「精選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他のリハビリテーション又は精神科専門療法と区別して記載すること。

〔記載例1〕

理学療法(I)(個別療法) 250×9

実施日数 3日

(リハ選)

理学療法(I)(個別療法) 2,500円×1

〔記載例2〕

精神科デイ・ケア(小規模) 550×5

(精選)

精神科デイ・ケア 5,500円×1

6 別紙1Ⅱ第3の2(40)のオを次のように改める。

オ 特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」と記載するとともに、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

7 別紙1Ⅱ第3の2(40)に次のように加える。

シ 地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「先進」と記載するとともに、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

ス 「制限回数を超えて行う診療」に係る診療報酬の請求については、「特記事項」欄に「制超」と記載すること。また、実施した検査、リハビリテーション又は精神科専門療法ごとに、「摘要」欄に「検選」、「リハ選」又は「精選」と記載し、併せて当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を記載すること。

8 別紙1Ⅲ第3の2(28)に次のように加える。

マ 「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーションを実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「リハ選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他のリハビリテーションと区別して記載すること。

〔記載例〕

言語聴覚療法(I) (個別療法) 250×9

実施日数 3日

(リハ選)

言語聴覚療法(I) (個別療法) 2,500円×1

9 別紙1Ⅲ第3の2(36)のウを次のように改める。

ウ 特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」と記載するとともに、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

10 別紙1Ⅲ第3の2(36)に次のように加える。

コ 地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「先進」と記載するとともに、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

サ 「制限回数を超えて行う診療」に係る診療報酬の請求については、「特記事項」欄に「制超」と記載すること。また、実施したリハビリテーションごとに、「摘要」欄に「リハ選」と記載し、併せて当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を記載すること。

○「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)

現 行		改 正 後	
別紙1 診療報酬請求書等の記載要領 II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2) 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 (15) 「特記事項」欄について 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。		別紙1 診療報酬請求書等の記載要領 II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2) 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 (15) 「特記事項」欄について 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。	
コード	略号	コード	略号
01 ~ 04 (略)		01 ~ 04 (略)	
05	高度	05	高度
・特定承認保険医療機関において厚生労働大臣の承認を受けた高度先進医療を実施した場合(この場合にあつては、当該承認を受けた高度先進医療の名称を「摘要」欄の最上部に記載すること。)		特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合(この場合にあつては、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。)	
07 ~ 12 (略)		07 ~ 12 (略)	
		<u>13</u>	<u>先進</u>
		<u>地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合(この場合にあつては、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。)</u>	
		<u>14</u>	<u>制超</u>
		<u>「厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療」(平成17年厚生労働省告示第446号)(以下、「制限回数を超えて行う診療」という。)に係る診療報酬の請求である場合(この場合にあつては、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を「摘要」欄</u>	

(29) 「検査」欄について

ア～ウ (略)

エ 出血・凝固検査、血液化学検査、内分泌学的検査、腫瘍マーカーに掲げる検査、肝炎ウイルス関連検査又は自己抗体検査（これらの所定点数を準用する場合を含む。）をそれぞれ多項目の包括の規定を適用して算定した場合であっても、回数と点数を「点数」欄に記載し、「摘要」欄にそれらの検査名又は略称を他の検査と区別して記載すること。（以下略）

オ～ツ (略)

(31) 「その他」欄について

ア～シ (略)

(40) その他

ア～エ (略)

へ記載すること。）

(29) 「検査」欄について

ア～ウ (略)

エ 出血・凝固検査、血液化学検査、内分泌学的検査、腫瘍マーカーに掲げる検査（「制限回数を超えて行う診療」に係るものを除く。）、肝炎ウイルス関連検査又は自己抗体検査（これらの所定点数を準用する場合を含む。）をそれぞれ多項目の包括の規定を適用して算定した場合であっても、回数と点数を「点数」欄に記載し、「摘要」欄にそれらの検査名又は略称を他の検査と区別して記載すること。（以下略）

オ～ツ (略)

テ 「制限回数を超えて行う診療」に係る検査を実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「検選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他の検査と区別して記載すること。

〔記載例〕

末梢血液一般検査	27 × 1
末梢血液像	22 × 1
(検選)	
A F P	400 円 × 1

(31) 「その他」欄について

ア～シ (略)

ス 「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーション又は精神科専門療法を実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「リハ選」又は「精選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他のリハビリテーション又は精神科専門療法と区別して記載すること。

〔記載例 1〕

理学療法(I) (個別療法)	250 × 9
実施日数	3 日
(リハ選)	
理学療法(I) (個別療法)	2,500 円 × 1

〔記載例 2〕

精神科デイ・ケア (小規模)	550 × 5
(精選)	
精神科デイ・ケア	5,500 円 × 1

(40) その他

ア～エ (略)

オ 特定承認保険医療機関において、厚生労働大臣の承認を受けた高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」と記載するとともに、当該承認を受けた高度先進医療の名称を「摘要」欄の最上部に記載すること。
カ～サ(略)

III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

2 歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(28) 全体の「その他」欄について

ア～ホ(略)

(36) その他

ア、イ(略)

ウ 特定承認保険医療機関において、厚生労働大臣の承認を受けた高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」の表示を記載するとともに、当該承認を受けた高度先進医療の名称を「摘要」欄の最上部に記載すること。

エ～ケ(略)

オ 特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」と記載するとともに、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

カ～サ(略)

シ 地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「先進」と記載するとともに、当該先進医療の名称及び当該先進医療について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

ス 「制限回数を超えて行う診療」に係る診療報酬の請求については、「特記事項」欄に「制超」と記載すること。また、実施した検査、リハビリテーション又は精神科専門療法ごとに、「摘要」欄に「検選」、「リハ選」又は「精選」と記載し、併せて当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を記載すること。

III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

2 歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(28) 全体の「その他」欄について

ア～ホ(略)

マ 「制限回数を超えて行う診療」に係るリハビリテーションを実施した場合は、次の例により「摘要」欄に「リハ選」と記載し、当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を他のリハビリテーションと区別して記載すること。

〔記載例〕

言語聴覚療法(I)(個別療法) 250×9

実施日数 3日

(リハ選)

言語聴覚療法(I)(個別療法) 2,500円×1

(36) その他

ア、イ(略)

ウ 特定承認保険医療機関の承認に係る高度先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「高度」と記載するとともに、当該高度先進医療の名称及び当該高度先進医療について徴収した費用の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

エ～ケ(略)

コ 地方社会保険事務局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実施した場合には、「特記事項」欄に「先進」と記載するとともに、当該先進医療の名称及び当該先進医療につい

て徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。

サ 「制限回数を超えて行う診療」に係る診療報酬の請求については、「特記事項」欄に「制超」と記載すること。また、実施したリハビリテーションごとに、「摘要」欄に「リハ選」と記載し、併せて当該「制限回数を超えて行う診療」の名称、徴収した特別の料金及び回数を記載すること。